

2023年10月12日（木）

消費者スマイル基金ニュース（第56号）

● 第13回助成事業募集のお知らせ（12/15 締切）

助成金

10月5日から、第13回助成事業の募集を開始しました。第10回から、より多くの団体の皆様の活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対し助成することを追加しております。

助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。【申請期限】2023年12月15日

詳しくこちらから <https://www.smile-fund.jp/subsidy/>



● 第7回通常総会は11月14日（火）17時～18時

助成事業報告会は 総会終了後 18時30分～20時に開催

会場 主婦会館5階会議室 zoomとのハイブリッド開催

正会員の皆様

通常総会と助成事業報告会のご案内と総会議案書を10月16日の週にお手許に届くよう郵送します。参加申込及び議決権行使の方法は、そのご案内状を確認お願いします。

賛助会員の皆様

賛助会員の皆様にも、ご案内を郵送しますので、詳細はご案内状を確認ください。賛助会員の総会傍聴は、議事運営上の事情から、会場での傍聴のみです。傍聴のお申し込みは事務局まで、電話又はメールにてお願いします。助成事業報告会は、オンラインでも参加できます。

今回の助成事業報告会は、被害件数が多い、「悪質な通信販売定期購入」「レスキュー商法」に対する、適格消費者団体の申入れ等の活動をご報告します。また、消費者支援機構関西が提起した被害回復訴訟事案についても報告いただきます。

この企画は、広く一般消費者の皆様にも参加をよびかけております。正会員・賛助会員、寄付者の皆様の積極的なご参加とあわせ、広報へのご協力をお願い申し上げます。

企画の詳細とオンライン参加のお申し込み方法は、下記ウェブサイトをご確認ください。
https://www.smile-fund.jp/info/20230926_01.html

○ NHK 総合テレビの「みみより！暮らし解説」で

改正消費者裁判手続特例法の10月1日施行が紹介され
当基金が支援法人を目指していることも言及されました。

詳細は、下記ウェブサイトで確認いただけます。

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/488202.html>

○ 当基金は、10月10日に、消費者団体訴訟制度等支援法人の認定申請を、消費者庁に行いました。

今後、2～3か月程度をかけて、認定審査が行われます。

● 消費者庁の「孤独・孤立に起因する消費者被害防止等」の事業を受託しました。

このたび消費者スマイル基金は、昨年度に引き続き、消費者庁の「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務」の入札に参加し、落札しました。

事業内容は、NPO等の支援団体と連携してオンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努め、被害の防止・回復に向けた啓発の促進を図ること、また、孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催し、被害事例や支援策等について、社会全体に向けた周知・問題提起等を行うというものです。

今後、オンライン相談会のご案内及びシンポジウムのご案内をお知らせしてまいりますので、広報へのご協力、シンポジウムへのご参加等、よろしくお願いいたします。

● 寄付のお願い

NPO法人消費者スマイル基金は、設立7年目を迎えました。2022年度は、皆様からのご寄付、会費及び事業収益から、のべ19団体に総額490万円と前年を大きく超える助成を行うことができました。（前年はのべ10団体、総額255万円）

改めましてご支援をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

消費者スマイル基金は、この助成規模を維持・拡大し、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けていきます。

年度末にも寄付をお願いしたばかりではございますが、新年度を迎え、あらためまして皆様からのご寄付をお願い申し上げます。寄付金は、全て消費者団体への助成に活用します。

寄付の方法につきましては、当基金ウェブサイトの下記URLをご参照ください。

<https://www.smile-fund.jp/donation/>

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

